

5. 人材育成及びサービスの質の向上のための取り組み

(1) サービス提供に係る人材の研修

未

目標及び実績

研修名	H21目標	H21実績	H22目標	H23目標
相談支援従事者研修（初任者課程）	100人		100人	100人
相談支援従事者研修（現任者課程）	100人		100人	100人
サービス管理責任者研修	80人		80人	80人
居宅介護従事者等養成研修	120人		120人	120人
移動支援従事者養成研修	300人		300人	300人
居宅介護従事者向上研修	200人		200人	200人

評価・方向性

相談支援従事者及びサービス管理責任者については、サービス提供に必要な従事者数を確保できるように、また、居宅介護従事者、移動支援従事者については現行の研修実施量を維持継続し、引き続き従事者数を増やすとともに質の向上を図る。

(2) 指定障害者サービス等の事業者に対する第三者評価

〔現状〕 障がい関係事業所では、実績なし。

背景として、任意制度であること、また、経費負担が大きいことが考えられる。

〔今後の取り組み〕

社会福祉法第78条において、社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行い、良質で適切なサービスを提供するように努めることとされている。

第三者評価は福祉サービスの質を向上させるための有効な手段であることから、県において、評価基準等の作成や第三者評価機関の認証等を行い体制の整備を図ったところであり、引き続き事業者に対してこの制度の積極的な活用を働きかけていく。

(3) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい福祉サービス等の事業者は、運営規定に虐待の防止のための措置について定め、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等必要な体制を整備し、職員に対して研修を実施する等の措置を講じることが求められている。

県は、これまで、「障害者（児）施設・事業所における虐待防止のためのチェックリスト」を独自に作成し、各施設へ配付することにより、その取り組みを促すとともに、今後も引き続き、施設等の監査において障害者（児）の虐待防止を重点指導項目として実施することにより、障がい福祉サービス等の事業者に対し指導を徹底する。